

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Purpose-effect test : recent cases

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山口, 智 メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/553

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



目的効果基準の運用

——愛媛玉串料判決以降

山口 智

1. はじめに

1997年の愛媛玉串料訴訟最高裁判決⁽¹⁾は、最高裁がいわゆる政教分離の分野で初めて違憲判断を下したものであり、ここで用いられる「目的効果基準は、裁判所を含めて従来なんとなく思っていたように、そんなに甘い基準ではない」ことを示した。

他方、このときすでに、「最高裁判所は、政治や社会の動向に対して非常に敏感で、それが裁判に反映されていると言えます。本裁判も、政治や社会にそれほど大きなインパクトは与えないであろうとの判断の下に、違憲の裁判をしたのだと言えないでしょうか」との指摘がなされていた。⁽²⁾

2004年の新聞インタビューでも、次のようなやり取りが見られる。

——最高裁は97年の大法廷判決で、知事が靖国神社に公費から玉ぐし料を納めたことを違憲としました。政教分離を厳格にとらえる傾向は、司法界に定着したのでしょうか。

「とても定着したとはいえない。愛媛玉ぐし料判決の後も、皇位継承儀式の大嘗祭に知事が公費で出席したことや、戦没者遺族に自治体が線香などを配ることの是非が問われた裁判で、判決は揺れ続けている」

——司法判断が定まらないのはなぜでしょう。

(1) 最大判平成9年4月2日・民集51巻4号1673頁。

(2) 「〈鼎談〉愛媛玉串料訴訟最高裁大法廷判決をめぐって」ジュリスト1114号4頁以下、22頁（それぞれ横田耕一、戸松秀典発言）（1997年）。

「ひとつの理由は、裁判官が抱えている皇室タブー。現存する皇室の儀式にからむ裁判では、あえて一步踏み出して違憲や違法を指摘するのをためらう。知事が靖国に公費で参拝するなど、皇室がからまないケースの方が、裁判官は思い切った判決を書きやすいのかもしれない⁽³⁾」

この「タブー」に、「首相の靖国神社参拝」を加えることもできようか。小泉首相による参拝（2001～05年）について、中曾根首相の「公式参拝」（1986年）に対するものと同様、全国各地で訴えが起こされたが、違憲と判断した判決は2件のみで、それも傍論にとどまっている。そして、合憲判決は存在しない。靖国関係訴訟では被侵害利益と主張される「宗教的人格権」の存否が争点になっており、住民訴訟による皇室行事関係訴訟とは趣を異にするが、自衛官合祀訴訟判決のように、法的利益の侵害を認めず、しかも合憲判断を下すことは法的には排除されていない⁽⁴⁾。にもかかわらず、そもそも憲法判断をしない判決が多数なのであり、合憲判断の方向に収斂した皇室関係訴訟以上の状況である。

しかし、このような事態を反面から捉えると、「大きなインパクトを与えない」「タブーが絡まない」訴訟では「思い切った判決」が出る可能性がある、とも言えよう。政教分離訴訟の場合、法令の合憲性ではなく、行政による単発または継続の行為が争われることが多いから、裁判官の心理的負担も「法令違憲」判決を下す場合ほどには大きくないであろう。

本稿は、愛媛玉串料判決以降の「地味な」判例を概観し、同判決の影響や、合憲・違憲の判断の分かれ目を考察する一助としたい。

(3) 「小泉首相の靖国参拝 違憲判決、専門家」朝日新聞2004年4月8日朝刊（浦部法穂発言）。

(4) 最大判昭和63年6月1日・民集42巻5号277頁。小泉洋一・平成16年度重要判例解説16頁以下、17頁（2005年）は、「傍論における憲法判断は他の政教分離事件の諸判決でもみられ、前述の靖国神社に関する下級審判決のほか自衛官合祀事件最高裁判決でもそうであった」と指摘する。ただし、靖国参拝判決の傍論での違憲判断については、「少なくとも、下級審における『ねじれ判決』という形での傍論については、……違法どころか違憲の疑いさえある」と厳しく批判する論者は、「最高裁に限っていえば、同裁判所が憲法判断を行う終審の裁判所であることから、例外的に、傍論で憲法判断を行うことを認めても良いのではなからうか」としている。百地章「首相の靖国神社参拝と憲法判断」法律のひろば2004年7月号67頁以下、72～73頁。

2. 愛媛玉串料判決が示したこと

最高裁は津地鎮祭判決で、憲法20条3項の適用に際して目的効果基準を採用した。「憲法20条3項……にいう宗教的活動とは……およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが……相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである」。「ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあつては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法…が宗教の定める方式に則つたものであるかどうかなど、行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならない⁽⁵⁾」。

愛媛玉串料訴訟は、地裁で違憲、高裁で合憲、そして最高裁で再び違憲、と結論が二転した。その上、最高裁判決には多数（法廷）意見の他に2つの補足意見、3つの意見、2つの反対意見が付され、基準とその適用をめぐる激しい議論ないし対立をも露わにした。

それでも最高裁は目的効果基準を踏襲した。調査官解説は次のように述べる。「結局、限定的分離を前提とする以上、一刀両断的に合憲性を判断することは事柄の性質になじまず、個々の事案における諸般の事情を総合的に考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断するという手法を採るほかはない……。判断基準としての明確性に欠けるという批判に対しては、事例判断の積み重ねにより答えていくべきものといえよう」。「諸般の事情の総合考慮という判断手法による以上は、考慮すべき事情は、本判決が代表的なものとして例示した事情に限定されるものではないし、それらもあくまでも例示にとどまる

(5) 最大判昭和52年7月13日・民集31巻4号533頁以下、541～542頁。

のであり、個々の事案ごとに、それぞれにおける特徴的な事情を採り上げて総合的に検討すべきことになろう。⁽⁶⁾

こうして最高裁から「事案ごとの総合考慮」を任された下級審は、暗中模索を繰り返さざるを得ない。とは言え、特に違憲判断を下す際に拠るべき指針として愛媛玉串料判決が参照されるのは当然であろう。法廷意見から、係争行為（かかわり合い）について違憲判断を導く要素を拾ってみる。

- (1) 係争行為の対象が宗教団体である。：靖國神社と愛媛県護國神社は、「いずれも宗教法人であって憲法20条1項後段にいう宗教団体に当たることが明らか」である。
- (2) 係争行為の対象となる行為が行われる場所に宗教性がある。：「各神社の境内において挙行した」。⁽⁷⁾
- (3) 重要な宗教活動にかかわっている。：「神社神道においては、祭祀……がその中心的な宗教上の活動である……、例大祭及び慰霊大祭は、……恒例の祭祀中でも重要な意義を有する……、みたま祭は……最も盛大な規模で行われる……。そして、玉串料及び供物料は、……儀式……に際して神前に供えられる」。
- (4) 宗教的意義は希薄化していない。：「玉串料等を奉納することは、……起工式の場合とは異なり、時代の推移によって既に宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとまでは到底いいうことができず……」。
- (5) 一般人の評価から行為者の意識を推認する。：「一般人が本件の玉串料等の奉納を社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難い。

(6) 大橋寛明・判解民平成9年度(中)561頁以下、570頁、580頁注7(法曹会・2000年)。

(7) 中林暁生「判批」法学(東北大学)61巻6号194頁以下(1997年)は、最高裁の判例が「意味空間の指標」としての場所を重視してきたと論じる。ちなみに可部反対意見は、基準の適用に際して考慮要素を、行為の場所を含む4つのみに絞っておきながら、「恒例の宗教上の祭祀…が神社の境内において挙行されるのは、あまりにも当然のことであって……“当該行為の行われる場所”としての意味を持ち得るものではない」と切り捨てる。可部裁判官による恣意的な論理操作については、米倉明「非嫡出子の法定相続分差別は違憲か」法学セミナー1995年10月号4頁以下、10～11頁をも参照。

そうであれば、玉串料等の奉納者においても、それが宗教的意義を有するものであるという意識を……持たざるを得ない」。ここから係争行為に宗教目的を認めている。ただし、その「一般人の評価」は、実際には(1)～(4)に見た対象行為の客観的態様から導かれている。⁽⁸⁾

(6) 係争行為の対象が特定の宗教団体のみである。：「本件においては、県が他の宗教団体の挙行する同種の儀式に対して同様の支出をしたという事実がうかがわれない」。⁽⁹⁾

(7) 一般人に特別扱いの印象、関心を呼び起こす。：「一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものといわざるを得ない」。ここから係争行為の宗教的効果を認めている。⁽¹⁰⁾

(8) 「相当数の者」でも「一般人」ではない。：「たとえ相当数の者が……望んでいるとしても、そのことのゆえに、地方公共団体と特定の宗教とのかわり合いが、相当とされる限度を超えないものとして憲法上許されることになるとはいえない」。⁽¹¹⁾

(9) 非宗教的代替手段がある。：「戦没者の慰霊及び遺族の慰謝ということ

(8) 小泉洋一「大法廷判決における政教分離原則違反の判断方法」ジュリスト1114号38頁以下、39頁(1997年)。

(9) 「特集・愛媛玉串料訴訟最高裁大法廷判決 芦部信喜先生に聞く」法学教室1997年8月号4頁以下、14頁には、「最高裁は国家の宗教的中立性という概念について宗教からの中立性、非宗教性から宗教団体からの中立性、宗派的中立性へとその意味を容容させつつあるのではないか」との問いかけがある(日比野勤発言)。

(10) これに対して可部反対意見は、「当該行為の効果が宗教に対する援助……等になるか否かの判定は、このような専ら精神面における印象や可能性や象徴を主要な手がかりとして決せられてはならない。このように抽象的で内容的に具体的なつかみどころのない観念が指標とされるときは、違憲審査権の行使は恣意的とならざるを得ないからである」と論難する。

なお、「特定の宗教への関心呼び起こす」との表現は、すでに自衛官合祀判決が宗教的効果の一つとして用いている。アメリカ連邦最高裁でオコナー判事が主唱した是認基準(endorsement test)を「彷彿とさせる」とも言われる(野坂泰司「愛媛玉串料訴訟大法廷判決の意義と問題点」ジュリスト1114号29頁以下、34頁)が、この要素を基準の効果部分に加えた意味について、合祀判決の調査官解説(瀬戸正義・判解民昭和63年度187頁[法書会・1990年])には何の言及もなく、愛媛玉串料判決でも効果部分には含まれていない。

(11) 小泉前掲注8は、玉串料判決の「多数意見が『一般人』の視点を厳しく設定していることを意味する」と捉える。

自体は、本件のように特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でもこれを行うことができる」。

(10) 宗教目的が優越している。：(8)(9)の帰結として、「戦没者の慰霊及びその遺族の慰謝を直接の目的としてされたものであったとしても、世俗的目的で行われた社会的儀礼にすぎない……ということ是不可能的」と述べ、(4)に続いて再び社会的儀礼論を退ける。

(11) 目的、効果の双方が宗教的である。：「県が本件玉串料等を靖國神社又は護國神社に奉納したことは、その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めべきである⁽¹²⁾」

(12) 「些事」にも拘泥する。：愛媛県の支出は6年間で16万6千円であった。この点をとらえて三好反対意見は「微少な金額の支出についても、厳しく糾弾するのは、バランスを欠くとの感を否めない」と批判し、可部反対意見も、「他の戦没者慰霊施設に対する公金の支出が許されるとすれば、同じ……基本的性質を有する神社への、……微々たる公金の支出が許されないわけがない」とする。しかし法廷意見は、金額の多寡を特に問題とはしていない。また、大野補足意見は、「行為の外形的、経済的な側面のみにとらわれるべきでなく、社会的、歴史的條件に即してその実質をみる必要があり、社会に与える無形的なあるいは精神的な効果や影響をも考慮すべきである」と論じる。

こういった諸要素は、下級審判決にどの程度影響したのであろうか。

(12) これに関連して、「今までの最高裁の判決で、目的効果のうち一方は満たすが他方は満たさないという理由で合憲とされた例はないはず。したがって、可部反対意見の解釈[いづれかが非宗教的であるときは合憲とする。ただし同反対意見は、双方とも非宗教的と主張した。]は、具体的な最高裁の判示によって裏付けられたものではありません」との指摘がある。前掲注2「鼎談」12頁（長谷部恭男発言）。平等の分野では、尊属殺人罪違憲判決（最大判昭和48年4月4日）や国籍法違憲判決（最大判平成20年6月4日）のように、立法目的は合理的だが、手段が目的との関連で合理性を逸脱することを理由に違憲と判断している例があり、可部反対意見の当否は将来に委ねられている。

3. 下級審判決の動向

ここでは、各判決が考慮した要素を取り出して整理を試みる。以下に取り上げる訴訟では、いずれも住民訴訟（地方自治法242条の2）によって地方公共団体の財務会計行為の適法性が争われた。

1) 宗教施設の建設等

- (1) 十和村（高知県）社殿修復：高知地判平成10（1998）年7月17日（判時1699号7頁）

村が2つの神社の社殿修復に補助金600万円を支出したことは、憲法89条と20条1項後段に違反する。

- (2) 新宮村（愛媛県）観音像設置：松山地判平成13（2001）年4月27日（判タ1058号290頁）

村が公金（1,545万円）で、観光施設整備の一環として観音像を設置したことは、憲法20条3項に違反する。

- (3) 長崎平和公園母子像設置：長崎地判平成13年10月31日（判例集未登載，筆者未見），福岡高判平成16（2004）年3月15日（裁判所HP）

長崎市が平和公園整備の一環として母子像を設置した（1億4,700万円余）ことは、憲法20条1項，3項と89条に違反しない。

		社殿修復	観音像	母子像
合憲性		違憲	違憲	合憲
支出金額		600万円	1,545万円	1.47億円
係争行為の対象	特定の宗教（団体）	○	△	×
	場所の宗教性	○	×	(×)
	宗教的重要性	○	○	×
意識	行為者の宗教意識	○	○	×
	一般人に特別扱いの印象	○	○	×
世俗性	世俗目的がある	×	△	○
	代替手段がある	○	○	—

*いずれの判決も、「宗教的意義の希薄化」については触れていない。

違憲と判断した(1)(2)はいずれも、特定あるいはそれに準じる宗教の施設に積極的に関わったことを重視している。【対象が特定宗教】(1)：①社殿を所有する両神社とも宗教法人である。②補助金の請求者は部落区長だが、用途を認識した上での交付であり、修復工事の事務に携わったのは氏子集団であるから、宗教法人に対する補助金支出と同視できる。(2)：観音像は、観音信仰と関連する諸宗派一般を基準として宗教的意義を有する。【対象の宗教的重要性】(1)：社殿は祭神の安置、祭祀、礼拝等の場所で、宗教目的の達成に必要不可欠な恒久的施設である。【係争行為の宗教的重要性】(1)：補助金の全額が修復工事に使用され、費用のそれぞれ四分の三及び二分の一を占めた。(2)：恒久的に存在する巨大観音像を自ら積極的に設置して観音信仰と直接かかわっている。

このように両判決は行為対象の宗教性を認定して、そこから係争行為者の宗教的意識を導く。【行為者の意識】(1)：村長は「村に人を惹き付けるには神社しかないと思い」、文化財保護条例を適用するため社殿の文化財指定を考えた。(2)：①担当者の主観的意図に観光客の誘致があったとしても、「行為態様等を客観的にみれば」、見る者に観音信仰の世界を実感させて宗教的影響を与えることを目的とし、宗教的効果もあげている。②当初の基本計画にはなかった宗教性が後に加えられ、担当者が宗教的意義を認識していたことは明らかである。

そして、世俗目的の主張を否定、あるいは宗教目的が世俗目的に勝っていると判断するのである。【世俗目的の否定】(1)：①社殿の拝殿では祭り関係以外の集会はほとんどなく、部落の一般的な集会所とはいえない。②両神社は提訴以後に村の文化財に指定されたが、これは神社の修復等に公金を支出する手段である。(2)：観音信仰に由来する故事は特になく、故事を記念する意味合いはない。【代替手段】(1)：①神社以外の場所でも神楽を舞うので、拝殿がなければ神楽の舞台がなくなるとはいえない。②県と村の補助金で別の部落に神楽殿が作られ、練習の場になっている。(2)：観光客

の誘致や村の活性化は、本来、宗教とかかわり合いを持つ形でなくてもできる。

両判決とも一般人の宗教的「印象」を認めている。(1)：補助金は神社の維持のために支出され、一般人に対し、村が特定の宗教団体を特別に支援し、「両神社が他の宗教団体とは異なる特別のものとの印象」を与え、特定の宗教への関心呼び起こす。(2)観音像の設置は、一般人に対して「村が特別に観音信仰を支持・承認しているとの印象」を与え、特定の宗教への関心呼び起こす。

これに対して(3)は、母子像の非宗教性を判断の決め手としている。公園の再整備計画に対する反対運動を主な背景とした訴訟であり、ここでは触れないが、記念碑を人物像に変えることの当否や、設置に至る過程が不透明であることも重要な争点であった。

【行為者の意識】原爆が落下した場所で死者の冥福を祈り、恒久平和を願うことは宗教にかかわらず人間として自然な感情であり、市が母子像を設置した意図がこれを超えているとはいい難く、独自の宗教や、祈りの対象物とは断定し難い。【対象物の非宗教性・一般人の評価】①母子像から聖母マリアとキリスト、あるいは観音像をイメージする者がいたとしても、その感じが一般的であると断定するのは困難で、特定宗教に対する援助等になるというのは論理に飛躍がありすぎる。②母子像が偶像であるとしても、また、その前に献花台が置かれても、それが祈りを強制するものとはいえず、偶像崇拜を禁じる宗教の信者の圧迫等になるというのは困難である。

2) その他公金の支出

(4) 篠山町（兵庫県。現在は篠山市）線香配布：神戸地判平成13（2001）年7月18日（判タ1073号255頁）、大阪高判平成14年9月13日（判例集未掲載）、最3決平成15年4月22日（同）

町が公金（35万7,780円）で第二次大戦の戦没者遺族（994戸）に線

香またはろうそくを配布した。地裁は憲法20条3項と89条に違反する
とした。高裁は、「地方自治体の行為として相当でないことはもとよ
り、憲法20条3項……89条等に違反するとの疑いを払拭することはでき
ない」としつつ、支出が総務課長の専決でなされたことから大阪府水道
部判決（最2判平成3年12月20日・民集45卷9号1455頁）を援用して、
町長に線香等の配布を阻止すべき指導監督上の義務違反を認めず、損害
賠償責任を否定した。⁽¹³⁾最高裁も上告棄却・上告不受理。

- (5) 甲南町（滋賀県）玉串料支出等：大津地判平成15（2003）年7月14日
（判例集未登載）

町長が、a）神社の例大祭に参列し、玉串料1万円を交際費から奉納
した。b）「瀬古の流星」（薬師堂での花火打ち上げと護摩焚き法要）に
供え物として清酒2本を交際費3,780円で購入した。c）漁業協同組合
の鮎供養に供え物のため交際費5千円を支出した。d）忠魂碑前での慰
霊祭に御霊前として交際費5千円を支出した。判決は、a）のみ憲法20
条3項、89条、地方自治法232条の2（普通地方公共団体による寄附、
補助行為に公益性を求める）に違反するとした。

- (6) 伊勢原市（神奈川県）観光協会補助金支出等：横浜地判平成18（2006）
年5月17日（判例自治285号66頁）

a）市が観光協会に交付した補助金が、市内13か所の神社・寺院の例
大祭や節分祭等の祝金等（1～3万円）に使用された。b）市長（観光
協会会長）が、神社の慰霊大祭に公用車を用いて出席して玉串料（1万
円）を、例大祭や節分祭に出席して祝金（3か所に2～8万円）をそれ
ぞれ補助金から交付した。判決は、いずれも憲法20条3項や89条に違反
しないとされた。

(13) その理由として、①町は20年以上にわたり線香等を配布しており、その間、法的問題点の指摘や遺族からの受領拒絶もなかった。②当時は近隣市町村でも同様の施策が行われていた。③類似の事例について判決等の公権的解釈がなかった。④配布は町長就任後4か月足らずの時期であった、といった点を挙げている。これらは一般人や行為者の意識に関わり、合憲判断を導く要素にもなり得よう。ちなみに専決処理の問題は、控訴審で初めて主張された。

	線香等配布		甲南町		伊勢原市 玉串料等
	地裁	高裁	玉串料	供え物等	
合憲性	違憲	疑い	違憲	合憲	合憲
支出金額	35.8万円		1万円	5千円以下	1～8万円
対象が宗教団体	×	×	○	×	○
特定の宗教	○	△	○	×	×
場所の宗教性	—	—	○	×(bは○)	○
宗教的重要性	○	△	○	×	○
宗教性が希薄化	×	△	×	○	△
行為者の宗教意識	○	—	○	—	—
特別扱いの印象	△	—	○	—	×
世俗目的がある	○	○	×	○	○

*いずれの判決も、代替手段については触れていない。

(4)は、地裁判決を高裁判決が薄める形になった。両判決はともに、線香等配布の目的が戦没者の追悼であり、対象が遺族であって宗教団体ではないと認めている。これらは合憲判断につながる要素と言える。

しかし地裁は、配布の態様を重視して、係争行為そのものに宗教性を認めた。【係争行為の宗教性】①添えられた書面に「お盆、ご帰壇、英霊、お供え、合掌」といった宗教用語を用いた。②遺族の信仰によってお供えの種類を区別している。③配布はお盆の時期である。【一般人の意識】宗教的色彩が強く、一般人の意識からも宗教的意義を有するもので、世俗的に慣習化したとまではいえず、「町が仏教又は神道を援助又は助長しているとの印象」を抱かせる。【行為者の認識】町長であった被告も、配布の宗教的意義を認識していたと推認される。

しかし、高裁判決は世俗性・宗教性の両論を並べている。賠償責任を否定する結論なので、どちらつかずにできたとも言えよう。【宗教性の希薄化】①線香等の配布は、町が戦没者に感謝と追悼の意を表す「しるし」の意味に過ぎず、価格も高価ではない。②時期は、本来は終戦記念日を念頭に置いた

もの。③お盆は先祖の魂迎えに発する民間年中行事を起源とし、一般人の意識では民間習俗的な意識が混在している。④線香等は、死者を追悼する際に、特定の宗教的信仰にかかわりなく世俗的に用いられる例がある。⑤添状の用語も、本来の宗教的意義は希薄化し、日常は世俗の意味で用いることが少なくない。【一般人の評価】「宗教的色彩や宗教的意義が……相当程度に希薄化し、……社会的儀礼としての側面が強いものということができ、一般人においても、そのようなものとして受け取る者も少なくなかったことが推測されないではない」。【宗教性】他面で、①線香等は主として宗教的儀式の供物として用いることが多い。②配布がお盆の時期に当たる。③添状の文面全体は、読む者に宗教的印象を与えることを否定しがたい。④遺族の多くは線香等を仏壇等に供えて用いることが容易に推測できる。

(5)のa)は愛媛玉串料判決をなぞるようであり、d)は明示しないものの、箕面忠魂碑判決(最3判平成5年2月16日・民集47卷3号1687頁)に拠るところが大きい。b)、c)は宗教性の希薄化を重視している。

【玉串料の宗教性】①例大祭の玉串奉奠は神道の重要儀式であり、宗教的意義が希薄化して慣習化した社会的儀礼にすぎなくなったとは到底いえず、一般人もそのようには評価しない。②玉串料の奉納者も宗教的意義を意識せざるを得ない。③町は地域振興と伝統行事の保存のため、慣例的に臨席し、氏子総代会に祝儀として持参したもので、行事後の会食の会費的な意味合いもあると主張するが、首長の祝儀と一般人のそれとは社会的意味が異なる。④矢川神社以外には奉納しておらず、一般人に町が特定の宗教団体を特別に支援する印象を与え、特定宗教への関心呼び起こす。【違法性の認識】玉串料を支出した2001年5月当時、愛媛玉串料判決は公知の事実であり、被告も当然知っていたと判断されるから、支出の適否を判断する義務に違反して賠償義務がある。【「瀬古の流星」の宗教性は希薄】①薬師堂で行われ、法要もなされるため宗教的儀式であることを払拭できないが、薬師堂は無住職で、地域団体が所有管理している。花火は町が江戸時代以来の伝承の行事を復活

させたもので、宗教的意義は希薄になっている。②贈与したのは清酒2本であり、宗教的目的や効果はない。【鮎供養の宗教性は希薄】①住職による読経の下で焼香がなされるが、漁協は宗教活動を目的とする団体ではない。②鮎供養は、川への感謝と川魚の生命を慰める趣旨のもので宗教的性格が希薄であり、世俗的なものと認められ、特定の宗教の助長等にはならない。【慰霊祭の宗教性は希薄】慰霊祭は忠魂碑前で仏式によりなされるが、①忠魂碑は戦没者記念碑的性格のもので、特定の宗教とのかかわり合いは少なくとも戦後は希薄である。②主催者の遺族会は宗教活動を本来の目的とする団体ではない。従って慰霊祭は宗教的色彩が希薄で、御霊前を供える行為は特定の宗教の助長等ではない。

同じ「玉串料奉納」が関わっていても、(5)判決は玉串料だけを抜き出して違憲と判断したが、(6)判決は、「最も宗教とのかかわりが強いもの」として、行事に参加して交付したb)に着目して検討しようとするものの、結局は他の補助金に関わる要素を含めて判断し、宗教性を薄めて合憲としている。

【対象の宗教性】例大祭等は、神社が境内で神道祭式によって行う宗教上の祭祀であり、玉串料等は神前に供えられて宗教的意義を有する。【非宗教性の混在】①観光協会が祭事費を支出した行事には、宗教とは関係のない行事も含まれている。②市長が観光協会会長として参加した行事にも、宗教と関係のない行事が含まれている。③宗教と関係のある行事も、神社や寺院で伝統的に行われ、多数の客が参加・観覧するもので、一定程度観光行事の意味合いがある。④祭事費は神社のほか寺院にもされており、特定の宗教団体のみに支出されていない。【世俗目的】観光協会による祭事費の支出は、市内観光事業の振興が主たる目的である。【一般人の印象】一般人に対して、市が特定の宗教団体を特別に支援して、特別のものであるとの印象を与えたり、特定の宗教への関心を呼び起こすものではない。

3) 公有地の供用

いずれも、北海道砂川市の市有地に神社の施設があることが問題とされた訴訟である。⁽¹⁴⁾なお、主に高裁判決を扱うが、その大部分は地裁判決の事実認定や法的評価をそのまま用いている。

(7) 空知太（そらちぶと）神社敷地無償供用：札幌地判平成18（2006）年3月3日（裁判所 HP），札幌高判平成19年6月26日（裁判所 HP）

明治時代から神社のあった土地に小学校の増設がなされ、祠等は1948年頃に住民の私有地に移ったが、固定資産税負担の関係で、祠のある土地は53年に町（後に市）に寄付された。70年に地元の連合町内会は、同地に集会場として市の補助金を受けて会館を建設し、祠は取り壊されて会館内に移り、鳥居が設置された。現在まで土地は無償で使用されている。

地裁は、連合町内会に対して建物外壁の「神社」表示や祠、鳥居等の収去を請求しないのは憲法20条1項、3項、89条に反し、違法に財産管理を怠る事実があると判断した。高裁は、町内会が宗教団体に当たらないことを理由に、憲法20条3項に反するとともに、「憲法20条1項後段、89条に規定する政教分離原則の精神」に反すると変更した。

(8) 富平（とみひら）神社敷地無償返還：札幌地判平成18年11月30日（裁判所 HP），札幌高判平成19年8月30日（判例集未登載）

明治時代から神社のある土地が1935年に教員住宅建設のため町（後に市）に寄付された。76年頃、市は教員住宅取り壊しを機に地元部落会（後に町内会）との間で土地の使用貸借契約を結んだが、2004年に住民監査請求、次いで住民訴訟が起こされたため、監査意見に基づき町内会

(14) 類似の事件に東京高判平成16年7月16日（判タ1179号190頁）がある。信州大学構内に江戸時代以来の稲荷神社を存置させている「国ないし同大学の姿勢は、憲法89条の精神に明らかに反する不相当な行為である」と述べるが、原告に権利侵害はなく、損害賠償や神社移転の請求は認められないとした。判決文は判例雑誌にして1頁半にも満たず、神社の歴史と訴訟提起に至る経緯を記した後に、検討を何も加えず「89条の精神」に反すると言うだけである。傍論にしても簡潔に過ぎ、検討の対象からは外した。

を地縁による団体（地方自治法260条の2）として認可した上で、土地を無償譲与した。地裁は市による譲与は憲法20条3項、89条に違反しないとし、高裁も控訴を棄却した。

	空知太神社	富平神社
合憲性	違憲	合憲
係争行為の対象が宗教団体	×	×
特定の宗教	○	○
場所の宗教性	○	○
宗教的重要性	○	○
宗教性が希薄化	×	(×)
行為者の宗教的意識	○	×
一般人に特別扱いの印象	○	×
世俗目的がある	×	○

*いずれも公金の支出はない。空知太神社訴訟では、会館建設の補助金は1970年のことでもあり、争点になっていない。

(7)と(8)はともに、市有地上の施設が神社であることを認め、係争行為の対象が非宗教団体（町内会）である点でも共通している。

【施設の宗教性】(7)：①鳥居や地神宮があり、会館には「神社」と明記され、会館の正面奥には天照大神を祀った祠がある。②他の神社から宮司の派遣を受けて神式の行事が営まれている。③施設は、歴史的沿革、外形及び用途、そこでの行事等に照らすと神社というほかはなく、宗教施設としての性格が明確である。④会館は地域住民の集会や行事にも利用されているが、宗教施設性は払拭されない。(8)：①神社は地区の住民が建設し、民間信仰の対象となっていた。②施設正面入口の外壁に「神社」と明記され、正面奥に大国主命を祀った祠が安置され、土地には鳥居等の附属施設が設置されている。③春秋の例大祭が挙行され、神職が神社神道固有の祭式により儀式を行っている。④施設を宗教性が失われた単なる歴史的建造物とみることは困難で、沿革、外観及び用途等にかんがみると、宗教施設である神社の社殿で

ある。

【対象団体の非宗教性】(7)：神社は宗教法人ではなく、施設を所有運営する連合町内会は地域団体である。神社を支える教団もない。しかし、神社神道が自然発生的信仰であることを考慮すると、これは、施設が神社として連合町内会の承認のもとに維持されていることを示している。(8)：①町内会は地域の活動を目的に設立されており、役員構成や会計も神社とは別である。②神社の維持費等を寄付したり行事に参加する住民もいるが、町内会の組織的な関与はない。③日常的に神社を参拝する者、神社神道の信者や氏子であると強く意識している者はほとんどなく、例大祭等も、住民の多くが長年伝承されてきた伝統的行事と認識している。従って、④町内会が氏子集団であるとか、本来の目的として神社神道の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を組織的に行っているとは認められない。

しかし両判決は、係争行為に至る経緯の判断によって結論が分かれた。

(7)は施設が神社であることを重視して、市有地の無償供用を違憲と判断した。【目的の宗教性】土地の取得は、小学校の校舎増設に起因する寄付や、土地改良区の買受け要請によるものだが、町は施設のために土地が使用されることを認識して取得したといえるから、取得の目的は宗教的意義を有する。

【効果の宗教性】施設の宗教施設としての性格が明確であるから、市が土地を取得し、施設の維持のために無償で提供している行為は、特定の宗教に特別の便宜を与え、援助、助長、促進することが明らかである。【一般人の評価】①市による土地取得と施設維持のための無償供用を、一般人が社会的習俗にすぎないと評価しているとは考え難い。②施設の管理者も、宗教的意義を有するという意識をもたざるを得ない。③市が特定の宗教上の組織との間にもみ意識的に特別の関わり合いをもったとの「外形的事実」が形成されており、市が特定の宗教に特別の便宜を与えているとの印象を一般人にもたらず。

控訴審で市側は、小学校増設に伴い、無償で祠の移設を申し出た住民に固

定資産税等を負担させないために土地の寄付を受けたもので、円滑、迅速な行政活動に必要であったと主張したが、退けられた。【目的の宗教性】①祠等は一時期（1948～53年）私有地上にあった。②施設それ自体は宗教施設である。③土地の寄付は、そこが神社の敷地になっていたことが大きな要因である。従って、④市による土地の取得と無償供用は、固定資産税等の負担を免除し、神社施設の維持存続を容易にし、神道を助長することが直接の目的である。⑤土地では毎年祭典行事が行われており、会館の入口に「神社」と明記された上、鳥居が新たに設置されるなど、宗教施設としての性格が強まっている。

これに対して(8)は、問題の土地がもとは私有地であり、取得の理由も事情の変化によって失われたことを重視して合憲の結論となった。前述の通り、町内会の非宗教性を(7)より強調しているのも特徴である。

【土地譲与に至る経緯】①土地は教員住宅の建設用地として住民から寄付されたもので、教員住宅取り壊しの際に返還要請があった。②市は、部落会（当時）による共同利用のため管理委託契約を締結し、自主的な管理、活用を認めてきた。③市は監査意見に基づいて、市有地上に神社が存在し、祭事が行われている事態を解消する目的で、町内会を地縁による団体として認可して土地を譲与した。④市は認可の際に、町内会の組織、活動等について審査して特定の宗教とは関係がないことを確認している。【譲与の世俗性】①譲与の目的は、市有地上に神社が存在し、祭事が行われている事態の解消であり、特定の宗教団体ないし宗教活動に対する援助、支援等ではない。②町内会も、譲与はかつて寄付した土地の返還を受けたという程度の認識であり、特別の宗教的意義を認めていなかったと考えられる。【一般人への影響】譲与の経緯や町内会の性格等に照らせば、譲与が一般人に対して、市が神社神道を特別に支援したり、神社神道が他の宗教とは異なる特別のものとの印象を与えたり、神社神道への関心を呼び起こすとは考えられない。

4) 小 括

a. 目的効果基準の扱い

(1)以外は津地鎮祭判決等を引用して基準の適用を明示している。(1)に最高裁判例の引用は一切ないが、補助金の交付が「神社の維持のため」であり、「特定の宗教への関心を呼び起こす」と述べており、やはり基準を前提とした判断と言えよう。

(2)は目的と効果の宗教性をまとめて認定している（【行為者の意識】部分を参照）。(4)の地裁判決は愛媛玉串料判決を引用するものの、基準の当てはめには曖昧なところがある。目的が戦没者の追悼であることを認めつつ、配布行為が「宗教的意義を有する」と述べるが、宗教目的（の優越）を明確には認めておらず、効果の宗教性を理由に違憲としたようにも読めるのである。

b. 「宗教団体」

係争行為の対象が宗教団体であるか否かは、愛媛玉串料判決で憲法20条3項をめぐる判断の考慮要素となったが、20条1項が「宗教団体」、89条が「宗教上の組織又は団体」との言葉を用いていることもあり、いくつかの事件で問題になった。

箕面忠魂碑判決は、89条の解釈に際して「特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体」とする狭義説を採ったが、愛媛玉串料判決は、目的効果基準を89条にも適用することを初めて明示した最高裁判決でありながら、宗教団体の定義には触れず、靖国・護国神社は「憲法89条にいう宗教上の組織又は団体に当たることが明らかである」としか述べていない。

(1)は事実関係を検討して、補助金の申請は部落区長の名でされているが、補助金の使途や社殿修復の実態から、実際には神社を対象にしていたと認定する。自衛官合祀判決に倣って、「補助金の対象は部落であり、氏子集団や神社ではない」との「分断思考」もあり得た（被告側の主張でもある）が、判決は厳格分離の立場を示したと言える。

これに対して(7)(8)はともに、係争行為の対象が宗教団体ではない町内会であり、神社と町内会は別個の存在であるとしている。ただし(7)は地裁判決の段階から、神社が「連合町内会の承認のもとに維持されている」と述べて、神社と町内会を結びつけようとする。(8)訴訟では、1973年頃に土地の借用願いが神社総代と部落会(当時)会長の連名でなされた事実が主張されたが、判決は神社と部落(町内)会とに一体的関係を認めていない。(5b)も対象は地域団体、(5c)は漁協である。

(4)の地裁判決は、宗教団体が対象でないことを認めながら89条違反としている。「国家と宗教とのかかわり合いが相当とされる限度を超える」公金支出なら違憲との趣旨であろうが、89条の対象の絞り込みを図った忠魂碑判決とは、おそらく相容れない。(7)の地裁判決も89条違反を認めたが、高裁は忠魂碑判決の宗教団体の定義によってこの部分を修正している。(5d)も同様に、遺族会は宗教団体ではないとしている。

c. 行為者の意識の推認

対象行為や係争行為の客観的態様から一般人の宗教的認識や評価を導き、そこから係争行為者の宗教的意識を推認する手法は、違憲判決のうち(2)(4)(5)(7)が用いている。

d. 場所の宗教性

(1)(5a)(7)はいずれも神社(または祠)であり、違憲判断に結びつく要素の一つと見られる。逆に、(3)は平和公園、(5c)は河原、(5d)は記念碑と解された忠魂碑前と、合憲判断を導く要素であろう。しかし、(2)は山村文化資源保存伝習施設の中庭でありながら違憲、(5b)は薬師堂、(6)(8)は神社でありながら合憲と判断された。少なくとも、これらの判例からは「場所」が決定的な要素とは言い難いことになる。

e. 「特定の宗教」

この表現は、(4)(8)を除くすべての判決が用いており、(4)は「仏教又は神道」、(8)は「神社神道」と、対象宗教を特定している。この「特定」につ

いては、「かわり合い」の相当限度を判断する際に大きな意味を持つ（違憲判断につながりやすくなる）との「利点」が指摘されたが、他方で複数の宗教（団体）、あるいは宗教一般に対する行為を合憲とすることにつながらないかとの疑問ないし危惧が示されていた。⁽¹⁵⁾

(2)は、特定宗派ではないが、観音信仰を共有する宗派という意味で特定性を認めた。これに対して(6)は、神社にも寺院にも祝金等を出しているから特定性がないとして、前述の危惧を証明する形になった。

f. 一般人に与える印象

特定の宗教（団体）を支援して、それが特別なものであるとの「印象」を与える（または与えない）との一節は、違憲判決(1)(2)(5)(7)が用い、合憲判断を下した(6)(8)にも現れている。(4)では地裁判決に「援助又は助長しているとの印象」、高裁判決には添え書きが「読む者に仏教的又は宗教的印象を与える」との表現がある。こうした認定は、行為対象が特定宗教であるか否かと結びつくことが多く、(6)は先に見た通り、特定性がないことを理由に「印象」を否定しているが、(8)は特定性を認めつつ、係争行為に至る経緯を理由に否定している。

「一般人」と言っても、それは結局、裁判所（官）が指定する一般人である。例えば(3)は、母子像から聖母子を感じとることが「一般的であるとまで断定するのは困難であり、効果がキリスト教に対する援助等になるというのは「論理に飛躍がありすぎる」とした。この判断は通常の「一般人」観念に基づくものであろうが、「一般人」にどの程度の「宗教的敏感さ」を求めべきなのであろうか。

g. 代替手段の有無

愛媛玉串料判決で注目された要素だが、宗教的手段によらなくても世俗目的を達成できるかを問うたのは(1)(2)にとどまり、それ以外の判例は、少な

(15) 前掲注2「鼎談」9頁の議論、野坂・前掲注10、35頁。また、笹川紀勝「愛媛玉串料違憲判決の理解と応用」法律時報1997年10月号44頁以下、46～48頁は、「愛媛玉串料訴訟が第一審以来特定の宗教団体に即して展開されている」と、「特定」の重要性を論じる。

くとも明示していない。

このように下級審判例からは、「特定の宗教」に着目し、対象行為または係争行為の宗教性から、それが一般人に与える宗教的印象、ひいては係争行為者の宗教意識を推認したときに違憲と判断する傾向を見出すことができる。「印象」は定着したものと見られる。「代替手段」は、事件の内容にもよるのではあろうが、あまり触れられていない。

4. 白山比咩神社訴訟：式典への出席と祝辞

(9) 白山市長（石川県）白山比咩（しらやまひめ）神社式典出席：金沢地判平成19(2007)年6月25日（判時2006号61頁）、名古屋高裁金沢支判平成20年4月7日（判時2006号53頁）

市長が神社の鎮座2100年記念大祭奉賛会の発会式に公用車で出席して祝辞を述べた。地裁は合憲としたが、高裁は憲法20条3項違反と判断し、公用車運転職員の時間外勤務手当のうち2,000円の損害賠償を市長個人に命じた。

地裁は、行為の対象である発会式と係争行為の外形を重視して、社会的儀礼論により合憲としている。【対象行為の非宗教性】大祭奉賛会は白山比咩神社の式年大祭齋行等の諸事業を奉賛する目的で設立された団体であり、特定の宗教とのかかわり合いを有する。しかし、①発会式は神社外の一般施設でなされた。②式次第は神道形式ではなく、宗教的色彩は希薄であった。【係争行為の非宗教性】③市長として出席し、祝辞を述べることは社会的儀礼の範囲内であり、一般人もそのように理解するから、一般人に対して、市が特定の宗教団体を特別に支援したり、他の宗教を抑圧する印象を与えない。④市長が大祭奉賛会の顧問であっても、判断は左右されない。

これに対して高裁は、発会式の性質に着目して宗教性を認め、この点を繰り返し語ることで世俗性の主張を退けている。【対象団体の宗教性】①白山比咩神社は宗教団体である。②大祭は神社の鎮座2100年を記念する祭事で、宗

教上の祭祀である。③大祭奉賛会は、大祭の斎行等の諸事業を奉賛する目的で結成され、神社内に事務局を置く団体である。事業は神社の宗教心の醸成等を目的とする宗教活動であるから、大祭奉賛会は宗教上の団体である。【対象行為の宗教性】発会式は、大祭を奉賛する宗教活動を遂行する意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する目的で開催された。【係争行為の宗教性】来賓として発会式に出席し、祝辞を述べた行為は、大祭奉賛会の宗教活動に賛同、賛助し、祝賀する趣旨を表明し、神社の宗教上の祭祀を奉賛し祝賀する趣旨を表明したものである。【一般人の評価・印象】一般人の宗教的评价でもそのように理解し、市が神社の祭祀である大祭を奉賛しているとの印象を抱くのが通常である。【行為者の宗教的意識】市長は大祭奉賛会及び発会式の趣旨・目的を認識、理解して、主観的にも大祭奉賛会の事業を賛助する意図があったものと推認され、その行為が大祭を奉賛する宗教的意義・効果を持つことを十分に認識、了知して行動したものと認められる。【世俗性の否定】①発会式は神社外の一般施設で行われ、神道の儀式や祭事の形式によるものではなく、宗教的な儀式とはいえないが、これらを考慮に入れても認定判断は左右されない。②発会式での祝辞は長の交際に当たるが、宗教活動を奉賛、賛助する意義・目的を有していたから、地方公共団体がその役割を果たすために相手方との友好、信頼関係の維持増進を図るという目的を逸脱する。また、宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっているとは到底いえず、社会通念上儀礼の範囲を逸脱している。③大祭は神社の個別的祭事にとどまり、観光イベントとして習俗化されているとはいえない。④発会式出席が、市民相互間における共有意識の醸成による円滑な行政運営の推進や、観光産業による地域の活性化の推進を目的とする施策の一環であるとしても、行為の違憲性を減殺しない。

愛媛玉串料判決の尾崎意見は、法廷意見に対する批判の一つとして、「当該行為」の意味するものが、国等の活動で宗教にかかわり合いをもたらす

「関与行為」（本稿では「係争行為」）なのか、かかわり合いの対象であり宗教的と見られる「対象行為」なのか明らかでない点を挙げる。この訴訟ではまさに、審査の重点を置く「行為」の違いが、地裁と高裁で異なる結論をもたらした。

高裁判決は、①特定の宗教団体による、②宗教的意義の認められる行為にかかわっていることから、係争行為について③一般人の宗教的印象を認め、そこから④係争行為者の宗教的意識を推認して「宗教的活動」と判断した。これまで見てきた「作法」通りである。【世俗性の否定】部分は、判決の説得力を補強するための「付けたり」に過ぎない。

津地鎮祭判決は、対象行為の「外形的側面のみにとらわれることなく」、係争行為を合憲とした。そして本判決は逆に違憲とした。外形のみにとられない点では同じであり、「最高裁判決の論理を逆手に取った画期的判断である⁽¹⁶⁾」と評されるのも、無理からぬところがある。

白山市長は、「あんな裁判（判決）おかしいわいや。お宮さんにあいさつしたわけではなく、ホールであいさつしただけ」としながらも、いったんは「（上告で）税金使うとったら、なおわけ悪いわいね。判決が出たんなら、今後守っていくと言えば済む」と表明したが、「今の判決を受け入れられるといつまでも残るからと、国や県とも相談」し、結局「違憲状態の方が市民に迷惑⁽¹⁷⁾」、「上告を促すメールが全国からきた」として上告した。

最高裁の判例について、「かかわり合いの対象の宗教性が否定できず、かつ、かかわり合いの態様もまた宗教的意義をもつ場合には、宗教的活動に当たると判断されることになるであろう」とする、単純にして犀利な分析がある⁽¹⁸⁾。本件の場合、この分析枠組みでは、「かかわり合いの態様」が宗教的意義をもつと言えるのが問題となろう。祝辞を述べるのは、単に式典に参列

(16) 井田洋子・速報判例解説憲法No.17、4頁（LEX/DB インターネット・2008年7月7日掲載）。

(17) 朝日新聞2008年4月9日、19日付（いずれも石川地方版）。

(18) 安念潤司「憲法判例50年・政教分離」法学教室1998年1月号57頁以下、63頁。

するより積極性が強いのは確かだが、これが憲法違反の「宗教的活動」と言えるほどの重みをもつのか、本稿筆者にはなお釈然としないところが残る。政教分離の趣旨や、「一般人に対する宗教的印象」という点では、本来は本件の背景にある「市長が一神社の大祭奉賛会の顧問になっている」ことの方がより問題であろう。⁽¹⁹⁾ 私見では、顧問就任と祝辞でようやく「合わせ技一本」の感があり、地裁判決が簡単に片付けたのはともかく、高裁判決がこのことに触れなかったのは不思議である。

先の分析を示した論者はまた、最高裁が「問題となっている行為の宗教性を、いわばレトリックの上で希薄化しようと努力しているかに見えるところがある」と指摘する。愛媛玉串料判決は逆に、「レトリックの上で濃縮しようとした」とも見えるが、いずれも同じ「基準」⁽²⁰⁾ がもたらした結果である。最高裁はこの事件について、いかなるレトリックを駆使するのであろうか。⁽²¹⁾

(19) 大祭奉賛会の最高顧問には石川県知事、顧問には金沢を始め6市町長が名を連ねている（朝日新聞4月9日付）。会長は石川県選出の参議院議員（発会式当時）であった。

(20) 安念・前掲注18, 64頁は、法廷意見が指摘した玉串料と香典の違いについて、「一般人が両者の相違をこれほど明瞭に認識しているかについては疑問がある」と述べる。また平野武「判批」民商法雑誌118巻1号87頁以下, 97頁（1998年）は、「[愛媛玉串料]判決と津判決では判断の重点の移動、判断方法の変化があったともいえる。しかし、津判決との連続性を維持しようとするため、判決は、地鎮祭と玉串料奉納を比較し、その違いを強調している」という。

(21) ただし本件の支出命令は専決によるもので、愛媛玉串料判決と違い、「自ら当該財務会計行為上の非違行為を行ったのと同視し得る程度の指揮監督の懈怠」があるとの「具体的な事情は特に見られない」との指摘がある。3の(4)で見た線香配布訴訟と同様の結末を迎えるのかも知れない。北村和夫・速報判例解説行政法No.33, 4～5頁（LEX/DBインターネット・2008年9月11日掲載）。